

令和8年7月

発行者 ひたちなか市 都市建設部

区画整理事業所 区画整理二課

住 所 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

☎ 029-273-0693 (直通)

《 事業進捗状況等のお知らせ 》

日頃より、土地区画整理事業に御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。
東部第1土地区画整理事業は、換地処分に向けて、目標として定めておりました地区全体の仮換地の使用収益開始が令和7年度末に100%に達するなど、令和10年度末の換地処分へ向け、着実に事業を進めております。

令和8年度につきましては、約7.5ヘクタールの出来形確認測量（裏面参照）を実施するとともに、昨年度のアンケートにおいてご協力を頂きました新しい町名について、変更に向けた手続きを進めていく予定です。

また、事業地内の3区画の保留地について、7月13日より公売の受付を開始いたします。東部第1地区内で土地をお探しの方は、ぜひご検討ください。

なお、詳細につきましては、裏面をご参照頂くとともに、7月10日号の市報及び市ホームページをご確認ください。

引き続き、東部第1土地区画整理事業の推進に皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

《 区画整理二課からのお願い 》

①建物や塀などを建てる場合

事業施行中に建築物や塀、車庫等の新築、改築等を行う場合は、土地区画整理法第76条の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

②仮換地を変更する場合

従前地の分筆や仮換地の分割を行う際は、分筆の可否や必要書類等について事前にご相談ください。

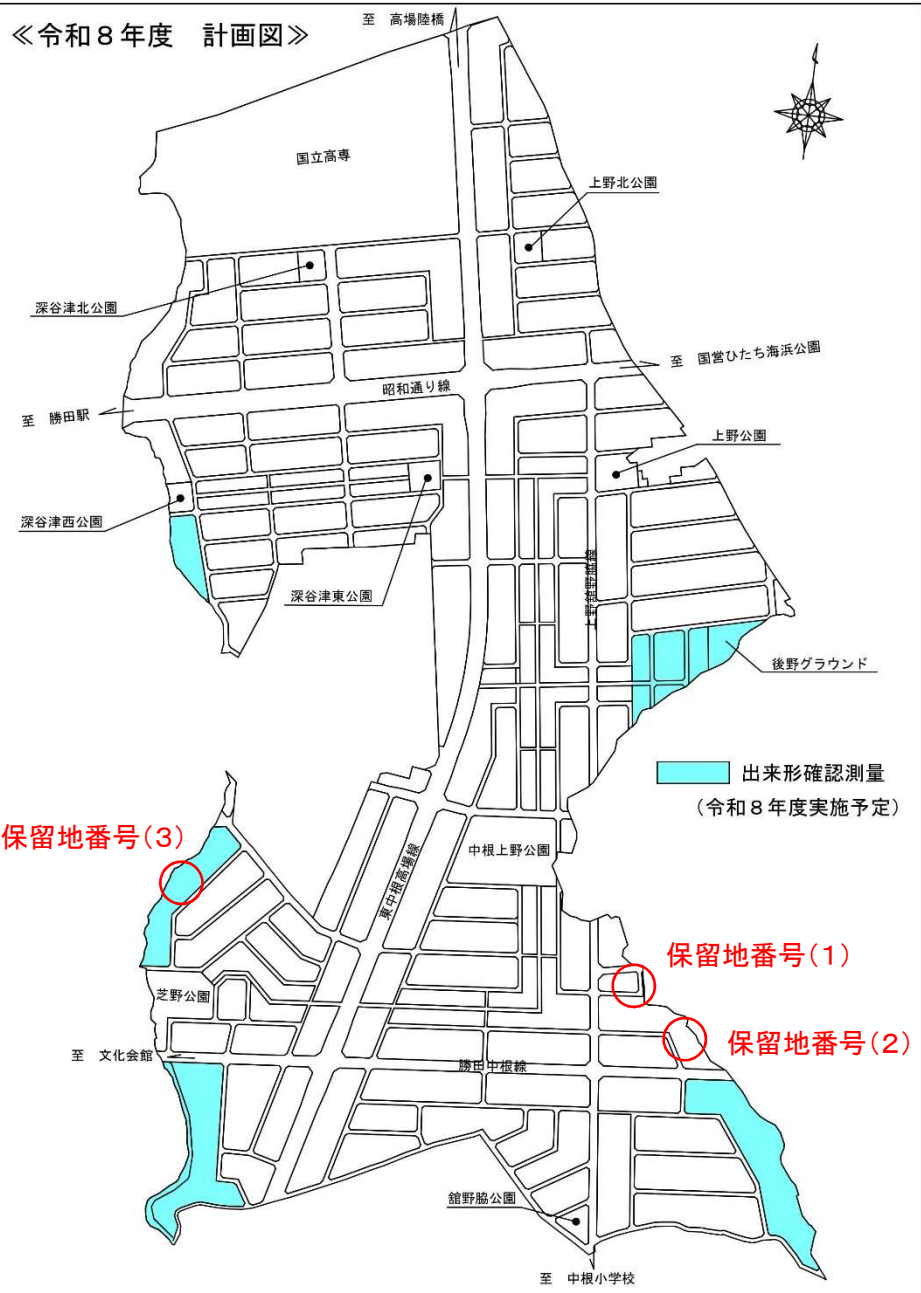
③土地の所有者の変更があった場合

土地所有者の変更があった際は、法務局での所有者変更手続きが完了したのち、登記簿または登記完了証（コピー可）を添付した上で「土地所有者変更届」（保留地の場合は「保留地権利譲渡承認申請書」）のご提出をお願いいたします。また、土地所有者の住所や氏名に変更が生じた際にも、市に届出をお願いしております。

特に、保留地については、登記簿に代わり、市の土地区画整理事業で管理している「保留地台帳」にて使用収益権等を記録しています。権利変動の申告がない場合、課税や換地処分後の所有権移転登記等に支障をきたすことになりますので、必ず区画整理二課までご相談下さい。



《令和8年度 計画図》



令和8年度の事業として、水色で着色した街区を対象に出来形確認測量を実施いたします。作業の際、敷地内に立ち入らせて頂く場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

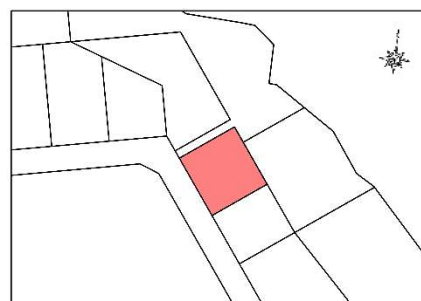
保留地番号(1)



【保留地情報】

街区99 符号4・符号17
計194.34㎡
3,420,000円(17,600円/㎡)
市街化区域
第一種低層住居専用地域
建ぺい率 50%
容積率 100%

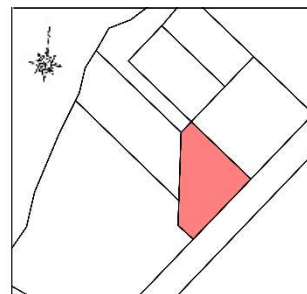
保留地番号(2)



【保留地情報】

街区100 符号13
234.17㎡
9,788,000円(41,800円/㎡)
市街化区域
第一種低層住居専用地域
建ぺい率 50%
容積率 100%

保留地番号(3)



【保留地情報】

街区113 符号4
226.25㎡
※売約済
市街化区域
建ぺい率 50%
容積率 100%

□受付期間 7月13日(月)～7月27日(月)(土日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※複数申込があった場合は抽選

□申込書 市HPからダウンロードまたは区画整理二課窓口

□申込方法 ○窓口：区画整理二課(企業合同庁舎3階)

○郵送：7月27日必着(区画整理二課宛)

▼市ホームページ

